

福岡県公報

平成二十六年十月三十一日
 第三千六百四十一号
 増刊 ①

目次

告示(第九百二十三号)

○福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

(会計管理局会計課) …………… 一

教育委員会

○福岡県立中学校学則及び福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

(教育庁企画調整課) …………… 二

○福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則(教育庁義務教育課) …………… 二

告示

福岡県告示第九百二十三号

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示(昭和三十九年四月福岡県告示第九百二十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中

宗像・遠賀保健福祉環境事務所 宗像児童相談所	少年自然の家「玄海の家」 宗像高等学校	宗像警察署	〃 宗像支店
---------------------------	------------------------	-------	-----------

を

宗像・遠賀保健福祉環境事務所
宗像児童相談所

少年自然の家「玄海の家」
宗像高等学校
宗像中学校

宗像警察署

〃
宗像支店

に

直方県土整備事務所

教育庁北九州教育事務所
直方高等学校
筑豊高等学校
鞍手高等学校
鞍手竜徳高等学校
直方聾学校
直方養護学校

直方警察署

〃
直方支店

を

直方県土整備事務所

教育庁北九州教育事務所
直方高等学校
筑豊高等学校
鞍手高等学校
鞍手竜徳高等学校
直方聾学校
直方養護学校
直方特別支援学校

直方警察署

〃
直方支店

に

飯塚・直方県税事務所
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

教育庁筑豊教育事務所
嘉穂高等学校
嘉穂東高等学校

飯塚警察署

〃
飯塚支店

を

飯塚県土整備事務所

飯塚・直方県税事務所
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
飯塚中小企業振興事務所
筑豊労働者支援事務所
飯塚農林事務所

教育庁筑豊教育事務所
嘉穂高等学校
嘉穂東高等学校
嘉穂高等学校附属中学校

飯塚警察署

〃
飯塚支店

に改める。

定期発行日 毎週火金曜日

[発行] 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
 [作成] 〒 812-0041 福岡市博多区吉塚八丁目 2 番 15 号 株式会社西日本新聞印刷 (電話 092-611-4431)

飯塚県土整備事務所

附 則

この告示は、平成二十六年十一月一日から施行する。

教育委員会

福岡県立中学校学則及び福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年十月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第九号

福岡県立中学校学則及び福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

(福岡県立中学校学則の一部改正)

第一条 福岡県立中学校学則(平成十五年福岡県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

高等学校名(課程・学科)	中学校名
福岡県立育徳館高等学校(全日制・普通科)	福岡県立育徳館中学校
福岡県立門司学園高等学校(全日制・普通科)	福岡県立門司学園中学校
福岡県立宗像高等学校(全日制・普通科)	福岡県立宗像中学校
福岡県立嘉穂高等学校(全日制・普通科(同科に置かれるコースを除く。))	福岡県立嘉穂高等学校附属中学校

第三条の別表に次のように加える。

3	福岡県立宗像中学校	八〇
4	福岡県立嘉穂高等学校附属中学校	八〇

第二十四条中「福岡県立育徳館中学校」を「一 福岡県立育徳館中学校 二 福岡県立宗像中学校」に改める

(福岡県立高等学校学則の一部改正)

第二条 福岡県立高等学校学則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の二の表を次のように改める。

高等学校名(課程・学科)	中学校名
福岡県立育徳館高等学校(全日制・普通科)	福岡県立育徳館中学校
福岡県立門司学園高等学校(全日制・普通科)	福岡県立門司学園中学校
福岡県立宗像高等学校(全日制・普通科)	福岡県立宗像中学校
福岡県立嘉穂高等学校(全日制・普通科(同科に置かれるコースを除く。))	福岡県立嘉穂高等学校附属中学校

附 則

この規則は、平成二十六年十一月一日から施行する。

福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年十月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第十号

福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

第一条 福岡県立特別支援学校学則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

22	福岡県立直方特別支援学校	聴覚障害	幼稚部	三年以内
		知的障害	小学部	六年
			中学部	三年
			小学部	三年
			中学部	六年
			小学部	三年
			高等部	三年
		肢体不自由	普通科	三年
			普通科	三年

第二条 福岡県立特別支援学校学則の一部を次のように改正する。

別表中二十の項及び二十一の項を削り、二十二の項を二十の項とする。

附 則

この規則中第一条の規定は平成二十六年十一月一日から、第二条の規定は平成二十七年四月一日から施行する。